

公務員倫理規程について

一一〇八七字

今のはまさに倫理観に基づく判断として大臣の御答弁がありました。前にも山口銀行局長に申し上げましたが、銀行局長の通達などのくらい出ておりますか。最近は減りました、そういうふうな認識でありますという局長の御答弁もありましたけれども、実際は二日に一遍出ていると言っても過言でない。休日、祭日がございますから、平日だけでいけば二日に一回は出ている。もうほとんど病気に近いぐらい銀行局長通達が出ているわけですね。二日に一回も出ていると思わなかったでしょう。数えれば出ているのですよ。

ある地方銀行の頭取に言わせると、いわゆるM O F担は、この通達行政を有効にと言ったら言葉は語弊がありますけれども、通達行政の中身をよく知るためにM O F担が必要なんだということを、私は一時間半ぐらい、ある地方銀行の頭取とお話をさせていただく機会が四カ月ぐらい前にありました。

そういうお話を承ったとき、これは、大蔵省に限らず、日本の行政の中で裁量行政がある。その裁量行政がある中で法律に基づかない何かの範囲、その部分は解釈のしようがない。したがって、人的に接触する以外なかなか方法がないということで、接待になる場合もあるでしょうし、個別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリングをしたり、そういうこともあるでしょうけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なある意味での接待が必要かなとい

うふうな感覚になってもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかとということで、今行政改革特別委員会でも議論がなされているところですが、過剰な許認可行政あるいは過剰な通達行政、こうしたところに一番大きな原因があるのではないかと、こういうふうに私は考えております。

大臣、倫理規程あるいはまた倫理の問題としてこの問題をとらえるのも正しい認識かとも思いますが、しかし、広範囲にわたっているということは構造的な問題ではなかるうかという認識に切りかえないと、これからまた、まだ何回もこういうことが起こり得るのではなかるうか。のど元過ぎれば熱さを忘れるということがわざもございませう。そういう意味で、構造的な問題に踏み切るといふような決意こそが大臣として一番大事ではなかるうかといふふうに、大変恐縮ですけれども、私は思っております。この点についていかがでございますか。

松永国務大臣 委員御指摘のとおりでありまして、職員一人一人の倫理観の問題が一面ではある。それは先ほど申したとおりであります。同時に行政のあり方、簡単に言えば、今までの許認可行政、裁量行政あるいは事前指導型の行政から、事前にルールを明示して事後的にルールの遵守状況をチェックするといふ言うなれば事後チェック型の、そういう形の行政に根本的に変えていかなければならぬ、こういうふうに思うわけであります。

したがって、この委員会で審査をお願いしておる金融改革関連の法案、この中にも、今までの許可、認可から事後チェック型に

相当変わっていくということになっておるはずでございます。行政のあり方をそういうふうに変えていくということが同時に大事なことだというふうに思っているところであります。

上田委員 我が意を得た大臣の答弁だというふうに思いますが、まさしくそうした決意で大蔵省内での改革、そして国政全体にわたって大臣の改革に対する姿勢を引き続き続けていただきたい、こんなふうにするわけでありませぬ。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々の問題にしまして、在任中に知り得たさまざまな知識や情報をそれぞれ天下り先にある程度開示しなければ、受け取る側のほうもこれは何のメリットもないという部分がございます。能力や人格、識見に対する評価もあるかもしれませんが、しかし、後ろにある背景、過去に持ってきた情報あるいはさまざまな知識、そういうものは一歩間違えますと守秘義務違反、これは在任中であるうと退職後であるうと罪になります。

そういう問題を常に抱えておるわけでございますから、今後綱紀肅正の問題は内部だけにとどまらず、OBの皆さん方にも緩やかに、非常に借越かもしれませぬけれども、現職の皆様方もやんわりとそういうことについてもくぎを刺していくような姿勢が必要かと思えます。しばしば守銭奴とも思われるような方が週刊誌に出てくる。こういうことも極めて不快千万でありますから、そういう人たちにもみずからの倫理観の中で早くけりをつけていただきたい、そんなこともあわせて申し上げて、官房長、特にお願いしたいというふう

に思います。

それでは、先般TBSで報道されました日銀の裏給与というふうな御指摘の中で、まだ総裁来ておられませんが、一部大蔵省のチェックの問題がございますので、先行的にお聞きしたい。

私は、日銀の通貨発行権、独占的に通貨発行益を得ることができ立場の中で、これはあくまで国民の共有財産として処理されなければならぬ、そういう認識の中で進めていくときに、ある意味では大蔵省にすべてのチェックをゆだねてしまっていた、このことにもやはり国会として責任があつたかもしれませぬ。通貨発行益の独占的な権限というのは国民の財産であり、そしてその国民の財産は同時に国会が厳しくチェックしていくという仕組みがあるべきだったので、大蔵省の承認、認可でもってすべて事足りる。